

資料1 策定の経過

【平成27年度】

日 付	内 容
平成27年 4月24日	行政改革推進リーダー全体会（第1回）開催 公共施設等総合管理計画策定の目的及びスケジュール説明
平成27年 5月 8日	行政改革推進本部会議開催 公共施設等総合管理計画策定の目的及びスケジュール説明
平成27年 7月31日	行政改革推進審議会開催 公共施設等総合管理計画策定の目的及びスケジュール説明
平成27年 8月 4日	行政改革推進本部会議開催 施設カルテ及び一覧表作成に係る個別調査について
平成27年 8月10日	行政改革推進リーダー全体会（第2回）開催 公共施設等総合管理計画策定に係る庁内研修実施
平成27年 8月10日～ 9月11日	施設カルテ及び一覧表作成のための個別施設調査
平成27年10月～ 平成28年 2月 9日	郡上市の公共施設等の現状把握・分析及び課題抽出 個別施設調査に基づく各課への聞き取り等による
平成28年 2月18日	行政改革推進リーダー全体会（第3回）開催 個別施設調査に基づく各課への聞き取り結果報告及び再確認依頼
平成28年 3月末	公共施設等総合管理計画策定に係る現況調査完了 施設カルテ及び報告書等の作成（平成27年度成果品）

【平成28年度】

日 付	内 容
平成28年 4月26日	行政改革推進リーダー全体会（第1回）開催 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成28年 5月 9日	行政改革推進本部会議開催 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成28年 6月 2日～ 6月17日	公共施設に関する市民アンケート実施
平成28年 6月10日	行政改革推進本部会議開催 中間報告書の具体的内容について説明
平成28年 6月13日	行政改革推進リーダー全体会（第2回）開催 基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定作業についての説明
平成28年 6月29日	市議会全員協議会 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成28年 7月21日	行政改革推進リーダー作業部会（第1回）開催 基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定作業（施設種類別）

【平成２８年度】

日 付	内 容
平成２８年 ７月２６日	郡上市の公共施設等に関する市民説明会開催
平成２８年 ７月２９日	行政改革推進審議会開催 計画策定の中間報告及び今後のスケジュール説明
平成２８年 ８月 ５日	市民ワークショップ（北部：第１回）開催 大和・白鳥・高鷲地域在住の市民によるワークショップ
平成２８年 ８月１０日	市民ワークショップ（南部：第１回）開催 八幡・美並・明宝・和良地域在住の市民によるワークショップ
平成２８年 ８月２２日	市民ワークショップ（北部：第２回）開催
平成２８年 ８月２４日	市民ワークショップ（南部：第２回）開催
平成２８年１０月 ７日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（白鳥会場）開催
平成２８年１０月１３日	行政改革推進リーダー作業部会（第２回）開催 基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定作業（地域別）
平成２８年１０月１９日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（八幡会場）開催
平成２８年１１月 ４日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（美並会場）開催
平成２８年１１月１４日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（和良会場）開催
平成２８年１１月１７日	行政改革推進リーダー全体会（第３回）開催 作業部会による基本方針及び施設類型別基本方針（素案）報告
平成２８年１１月１７日～ 平成２９年 ２月 ６日	基本方針及び施設類型別基本方針（素案）策定に関する庁内合意形成 （アンケート結果及び市民意見等の反映）
平成２８年１１月２２日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（明宝会場）開催
平成２８年１１月２５日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（大和会場）開催
平成２８年１１月２９日	市長と語ろう！ふれあい懇談会（高鷲会場）開催
平成２９年 ２月 ７日	行政改革推進本部会議開催 計画（素案）確認について
平成２９年 ２月１６日	行政改革推進審議会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）について
平成２９年 ２月２０日	議会全員協議会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）について
平成２９年 ２月２０日	郡上市公共施設等総合管理計画（案）公表
平成２９年 ２月２０日～ ３月１０日	郡上市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント実施
平成２９年 ３月１０日	議会総務常任委員会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント結果報告等
平成２９年 ３月１７日	議会全員協議会開催 郡上市公共施設等総合管理計画（案）パブリックコメント結果報告等
平成２９年 ３月末	郡上市公共施設等総合管理計画（公表）

資料2 用語解説

用語	説明
あ 行	
一般財源	財源のうち、その使途が特定されておらず、地方公共団体が自主的にその使途を決められるものをいう。代表的な科目として、地方税、地方譲与税、地方交付税がある。
か 行	
堰・可動堰	農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために、河川を横断して水位を制御する施設。「可動堰」は門扉等を開閉及び転倒させることによって水位、流量の調節ができる堰のこと。
簡易水道等事業	「簡易水道事業」とは、給水人口が 101 人以上 5,000 人以下である水道により、水を供給する水道事業のこと。「簡易水道等事業」として、本市では簡易水道事業に加え、飲料水供給施設（給水人口 100 人以下）などを設置している。
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。職員給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費などがある。
旧耐震基準	昭和 56（1981）年 5 月 31 日までの建築物の設計において適用されていた、地震に耐えることのできる構造の基準。震度 5 強程度の地震でほとんど損傷しない建築物であることとして設定されていた。
行政改革大綱	市の行財政改革の基本方針。第二次行政改革大綱は、人口減少や財政規模の縮小など本格的な右肩下がり時代への対応とともに、地方交付税の合併算定替終了に伴う普通交付税の段階的縮減に対応するため、平成 25（2013）年度～平成 30（2018）年度を計画期間として策定された。
公営企業・公営企業会計	地方公共団体が経営する事業のうち、「地方財政法」により特別会計を設け、公共料金や利用料など独自の収入による運営が基本とされている事業。本市では、病院事業、水道事業（簡易水道を除く）に公営企業会計を採用している。
公共下水道	主として市街地の下水を排除し、又は処理する下水道であって、市町村が整備・管理している下水道のこと。本市では、都市計画区域内の八幡中央処理区を対象としている。
公債費	地方公共団体の予算の中では義務的な経費である。道路、公共施設などの社会資本の整備等のために借入れた地方債（借入金）を返済するための元金や利子などで、返済は後年度の財政負担となる。
固定資産台帳	統一的な基準による地方公会計の取組みの一つとして、整備が求められている台帳。財務書類の作成に必要な台帳となるため、本市が保有する資産に対して、資産価値に係る情報を含んでいることが必須となる。

さ 行	
指定管理者制度	民間の能力を活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の削減を図るために、公の施設の管理を市が指定する法人、その他の団体が行う制度。
小規模集合排水処理施設	市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により設置する施設。
新耐震基準	昭和 56（1981）年 6 月 1 日以降の建築物の設計において適用されている、地震に耐えることのできる構造の基準。震度 5 強程度の地震でほとんど損傷しない建築物であること、震度 6 強から 7 程度 に達する地震で倒壊・崩壊しない建築物であることとして設定されている。
新地方公会計	発生主義によりストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握し、現金主義会計による地方公共団体の予算・決算制度を補完しようとする取組みのことで、総務省が、公共施設等総合管理計画の策定と並んで、各地方公共団体へ作成を要請している。
総合計画	長期的な展望に立つて地方自治体の将来像を描き、その実現に向けて総合的で計画的なまちづくりのための指針を示すもの。本市では、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つの計画で構成されており、公共施設等総合管理計画の上位計画として位置付けられる。第 2 次郡上市総合計画は、平成 28（2016）年度～平成 37（2025）年度を計画期間としている。
送水管	浄水場から配水池などへ水を送る管。
た 行	
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整して、すべての団体が一定の水準（行政サービス）を維持できるよう財源を保障するためのもので、国税として国が代わって集め一定の合理的な基準により再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（固有財源）という性格のもの。普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。
地方債	地方公共団体が資金調達のために負担する債務（借入れ）であって、その返済が一会計年度を超えて行われるもの。
投資的経費	道路や公共施設のようにストックとして将来に残る（資本形成に向けられる）ものに支出される経費のこと。生産的経費ともいわれ、これに分類できる性質別経費としては、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費があげられる。
頭首工	河川・湖沼から用水路へ水を引き込むための施設。取水堰・取り入れ口・付帯施設等からなる。
導水管	取水施設から取水した原水を浄水場へ運ぶ管。
特定環境保全公共下水道	市街地以外の区域において設置される公共下水道。本市では、都市計画区域外の八幡中央処理第 1 分区、大和中央処理区、白鳥処理区、ひるがの処理区、高鷲処理区、西洞処理区、美並中央処理区、和良処理区を対象としている。

都市計画区域	都市計画法とその関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について都道府県が指定する。本市では、八幡地域の中心部（818ha）が八幡都市計画区域に指定されている。
都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すもの。
な 行	
農業集落排水施設	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水进行处理する施設。農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村の生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与する。
は 行	
配水管	配水池から各家庭へ給水するために街路に埋設し、水を送る管。
P P P	Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
扶助費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
普通交付税	基準財政需要額（標準的な財政需要）が基準財政収入額（標準的な財政収入）を超える地方公共団体に対し、その差額（財源不足額）を基本として交付されるもの。

郡上市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

発 行

郡上市

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷228 番地
TEL 0575-67-1121 FAX 0575-67-1711
e-mail : kikaku@city.gujo.gifu.jp

編 集

市長公室 企画課
